

第 1 号様式

事後審査型条件付一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

千歳市公営企業管理者 牧野 敏彦 様

会社名
申請者代表者名（受任者名） 印
電話番号

下記の工事について、事後審査型条件付一般競争入札への参加を申請します。

記

工事名 30.本町4丁目外水道管改良工事

注意 この申請は入札を義務付けるものではありません。

事後審査型条件付一般競争入札参加申請受理票

工事名 30.本町4丁目外水道管改良工事

会社名 _____

受付印

第2号様式

事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

千歳市公営企業管理者 牧野 敏彦 様

| | | |
|-----|------------|---|
| | 会社名 | |
| 申請者 | 代表者名（受任者名） | 印 |
| | 電話番号 | |

下記の工事について、事後審査型条件付一般競争入札参加資格の確認を申請します。

記

工事名 30.本町4丁目外水道管改良工事

第3号様式

質 疑 書

平成 年 月 日

工 事 名 30.本町4丁目外水道管改良工事

千歳市公営企業管理者 牧野 敏彦 様

会社名

印

回 答 書

平成 年 月 日

様

千歳市公営企業管理者 牧野 敏彦

配置予定技術者経歴書

会社名

| | | | |
|--|---------------------|-------------------|------------|
| 工 事 名 | | 30.本町4丁目外水道管改良工事 | |
| 監理・主任技術者 | | 氏 名 | 経験年数 年 |
| 最 終 学 歴 | | 卒業年月 | 学 校 名 |
| | | 年 月 | 専攻科目 |
| 法令による資格・免許 | | 取得年月 | 免許等の名称 |
| | | 年 月 | 監理技術者資格（※） |
| | | 年 月 | |
| | | | 取得番号 |
| 申 請 時 に お け る 他 工 事 の 従 事 状 況 等 | 他工事の従事 | 有 ・ 無 | |
| | 工 事 名 | | |
| | 発 注 者 名 | | |
| | 工 期 | 年 月 日～ 年 月 日 | |
| | 従 事 役 職 | 現場代理人・監理技術者・主任技術者 | |
| | 本工事と重複する 場合の対応措置 | | |

注1 監理技術者又は、主任技術者の配置予定書をこの様式にて提出すること。

注2 共同企業体の場合は、各構成員ごとに作成すること。

注3 （※）は、資格がある場合に取得年月日等を記載すること。

注4 資格証の写し等を添付すること。

建設工事競争入札心得

(総則)

第1条 千歳市水道局が発注する建設工事の入札に当たっては、別に定めのあるもののほか、この心得を承知してください。

(入札の保証)

第2条 入札保証金は、免除します。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。この場合において、入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）を承諾の上、入札しなければなりません。

2 入札参加者は、入札書の提出にあわせ、工事費内訳書を提出しなければなりません。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前には、その旨を文書（様式1）により入札執行者に提出すること。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札執行者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取り扱いを行うことはありません。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては競争を制限する目的で、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(入札の取りやめ等)

第6条 契約締結専決権者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させない、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

2 入札参加者が1以下となったときは、当該入札を中止します。

(代理)

第7条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称

及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第8条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(無効入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 1の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
- (5) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (6) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (7) 無権代理人がした入札
- (8) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (9) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札回数)

第10条 入札回数は、1回とします。

(開札)

第11条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(落札者の決定)

第12条 有効な入札を行った者のうち、予定価格以下の最低価格で入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格以下の最低価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第13条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格以下の最低価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申し込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、当該入札に関する調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低価格で入札した者を落札者としなない場合は、予定価格以下で入札した他の者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

(契約の締結)

第14条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約締結専決権者の作成した契約書に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に提出しなければなりません。

2 落札者が当該契約を締結しないときは、当該落札者の見積った契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を市に納付しなければなりません。

(契約の保証)

第15条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。

(前金払)

第16条 前金払の対象となる範囲は、契約金額が250万円を超え、かつ工期が50日以上あり、必要があると認める場合とします。

(異議の申立て)

第17条 入札をした者は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している